

自己評価 S:特に良い成果を得た。 A:良い成果を得た。 B:期待した成果を得られなかった。 C:検討中、未実施、終了のため評価なし。											次年度以降の方向性 S':特に積極的に取り組む。 A':成果上昇をめざし継続実施。 B':現状維持のため継続実施。 C':縮小する。 D':終了・廃止する。	
機能	事業	具体的な事業内容		自己評価				意見・評価の理由	各委員票数結果	協議会評価 (案)		
				実績値	R7年度	自己評価の理由	次年度以降の方向性					
1 広報機能	講座の開催	1	一般市民向け講座:「今から備える終活」講座 日 時:令和7年6月18日(水)午後2時 場 所:秋川ふれあいセンター 講 師:終活サポート団体職員	55人	S	・令和7年度は一般市民向け講座に加えて支援者向け講座「高齢者の身寄りの問題について」を行い、日頃支援にあたっている専門職に向けて制度の周知を行った。また、令和6年度において参加希望者の多かった終活に関する講座については、開催場所をふれあいホールに変更して開催したところ、55人の参加があった。 ・西多摩地区の社協では年1～2回市民向けの講座を開催しているが、本市においては5回、制度の啓発や権利擁護関連講座を行うことができた。 ・周知啓発活動においても、市広報、社協広報紙だけではなく、ホームページやフェイスブックの掲載を行った。 ・令和8年度においては、講座の年間スケジュールを立て、6月25日に「終活入門講座」、8月に「認知症と知っておきたい法律問題」、10月に「相続税と贈与税」、計4回の講座を行う。また市民にわかりやすいよう、今年度においても、広報誌やホームページ、フェイスブック等を活用し、早めの周知を行う。	S'	・前年度に要望・人気の高かった「終活」に関する講座について、会場を広大なふれあいホールに変更して55名もの参加者を集めた点は、市民ニーズを捉えた臨機応変な改善運営として高く評価できます。 ・一般市民向けだけでなく、新たに専門職・支援者向けの講座「高齢者の身寄り問題について」を開催し、日頃実務にあたる関係者への周知・啓発を強化したアプローチは大変有意義ではないかと思います。 ・新しい補助制度の広報(研修)もしてはいかがでしょうか。 ・研修開催数も他市より多く、参加者も毎回20名以上いること、市民の知りたい内容を研修会等に反映させていると思われることからS評価としました。周知啓発活動として様々な媒体を駆使し、情報発信に努めていることも評価できます。可能であれば、これらの媒体のうち何から情報を得たのかがわかると今後の活動にもつながっていくのではないかと思います。また、研修会の内容も、アンケートなどから市民の知りたい情報を把握したうえで企画していると思われますが、研修内容の決め方なども報告書に上がってくると評価しやすいと感じました。 ・一般市民向けだけでなく、支援者向け講座の開催をおこなった点、開催場所の変更により参加者の増となったことは大いに評価できると思います。 ・西多摩地区の市民向け講座の開催平均を超える開催をおこなっており、今後も啓発、周知に向け継続を期待したいです。 ・ターゲット層の市民に情報が届きやすい媒体で周知啓発活動を行うことで、参加人数も盛況に終わっています。実際に課題に直面する機会の多い支援者に向けての講座も関心の高さが伺えます。令和8年度の講座も多くの市民に届くように期待されます。 ・講座開催としてはとても充実していると思われます。障害分野としての成年後見に特有の課題などの講演会があれば良いと思いますし、自分自身も参加したいと思います。 ・自身に必要と思われるテーマを設定したことで、多くの市民の参加に繋がったと考えられます。昨今は様々な媒体から多様な情報が発信されており、高齢者にとっては情報の正誤を判別することが難しい現状があります。そのため、正しい情報を得られる機会を提供できたことは、安心感に繋がったのではないかと推測されます。テーマの特性上、高齢者の参加が多く見込まれるため、会場開催の良さがある一方で、自宅でも視聴できる環境(オンライン配信など)が整うと、より利便性が高まり、良い取り組みになるのではないかと感じました。	S 8票 A 0票 B 0票 C 0票	S		
		2	支援者向け講座:「高齢者の身寄り問題について」講座 日 時:令和7年7月16日(水)午後2時 場 所:秋川ふれあいセンター 講 師:司法書士	28人								
		3	一般市民向け講座:「成年後見制度の基本」講座 日 時:令和7年9月10日(水)午後2時 場 所:秋川ふれあいセンター 講 師:弁護士	23人								
		4	一般市民向け講座:「任意後見と家族信託」講座 日 時:令和7年10月8日(水)午後2時 場 所:秋川ふれあいセンター 講 師:司法書士	23人								
		5	一般市民向け講座:「公正証書遺言について学ぶ」講座 日 時:令和7年12月10日(水)午後2時 場 所:秋川ふれあいセンター 講 師:公証人	25人								
	周知啓発活動	5	パンフレットの作成・配付、広報紙やホームページ、Facebookへの掲載 制度の普及啓発として、あきる野市社会福祉協議会で2種類の独自パンフレットを作成し、社協や市役所の窓口に設置、関係者に配付した。また社協広報紙あいネットやホームページ、フェイスブックに事業内容や相談会、講座について定期的に掲載し、事業の周知を図った。	市広報11回、 社協広報誌11回								

自己評価
S:特に良い成果を得た。
A:良い成果を得た。
B:期待した成果を得られなかった。
C:検討中、未実施、終了のため評価なし。

次年度以降の方向性
S':特に積極的に取り組む。
A':成果上昇をめざし継続実施。
B':現状維持のため継続実施。
C':縮小する。
D':終了・廃止する。

機能	事業	具体的な事業内容		自己評価				意見・評価の理由	各委員票数結果	協議会評価 (案)
				実績値	R7年度	自己評価の理由	次年度以降の方向性			
2 相談機能	成年後見制度に関する相談対応	6	相談延べ人数 256人(実人数91人) ア 成年後見制度の利用相談 相談及び対応件数 715件 イ 福祉サービス利用に関する専門的な相談 相談及び対応件数 0件 ウ 福祉サービスの利用に際しての苦情相談 相談及び対応件数 1件 エ 判断能力不十分な人々の権利擁護相談 相談及び対応件数 2件 オ その他 相談及び対応件数 0件	左記の通り		・成年後見制度に関する実人数は91人と昨年度と比較して減少しているが、相談延べ人数は256人と横ばいであった。一方、対応件数については前年度より21件増加している。		・地域包括やケアマネジャーだけでなく、高齢者・障がい者施設や病院の相談員からの相談が着実に増えている点は、地域の相談窓口としての認知が広がっている証拠として評価できます。 ・地域福祉権利擁護事業からの移行期において、任意後見人が登記されるまでの空白期間に本人のニーズを把握し、関係機関とスムーズに情報連携して繋いだ2件の事例は、中核機関ならではの「切れ目のない支援」が実施できたと言えます。 ・これまでの相談実績などを参考として広報やホームページなどでQ&Aのようなものを作成して市民へ開示してはいかがでしょうか。(広報かも)		
	司法書士による成年後見制度	7	福祉サービスの苦情相談や成年後見制度に関する相談会(予約制)を奇数月第2火曜日に実施した。1人40分、3ケースまで受付。 第1回 令和7年5月13日(火) 相談件数 3件 第2回 令和7年7月8日(火) 相談件数 3件 第3回 令和7年9月9日(火) 相談件数 3件 第4回 令和7年11月11日(火) 相談件数 1件 第5回 令和8年1月13日(火) 相談件数 2件 第6回 令和8年3月10日(火) 相談件数 1件	13件	A	・親族からの相談が多く、成年後見制度の概要や、申立て書類の書き方・必要書類、親族が後見人等になることができるか等の相談が多い。地域包括支援センターやケアマネジャー等の高齢福祉分野の支援者、高齢者や障がい者施設、病院の相談員からの相談も徐々に増えている。 ・成年後見制度専門相談会や福祉法律相談会においても、合計28ケースの相談が入り、成年後見制度や法律的な課題に関する相談を受けることができた。 ・任意後見制度に関する相談については、地域福祉権利擁護事業からの移行ケースについて2件対応を行った。その際、任意後見人が登記されるまでの間、本人のニーズや関係者の状況を把握し情報連携を図ることで、スムーズに任意後見人へつなげることができた。	A'	・この報告書からの情報を見る限り、各種相談窓口も機能し、安定的な数字が確認できます。制度に関する相談では、対応件数が21件増加しているとの報告で相談から支援に進んだ状況がわかり評価できます。司法書士、弁護士との相談を受けた後の支援状況などがわかると評価につながりやすいと感じます。また、福祉サービスの苦情等の中に、成年後見人や制度に関する苦情等がどのくらいあったのかも分かると「、成年後見人等への支援」の部分であきる野市として取り組むべきことがわかりやすくなるのではないかと思います。 ・高齢化、独居生活者や家族の支援が得られない高齢者、障害者は増加しており、相談は増える一方と推測されます。相談窓口を広げることや相談を受ける職員の配置体制の検討なども必要になるかと思いますが、相談から後見人へスムーズに相談が繋がるケースが増えていくことに期待したいです。 ・親族からの相談に加え各支援機関からの相談も増えてきていることは、講座開催等による周知啓発活動の成果でもあるのではないのでしょうか。相談できる場があることを、困りごとに直面している当事者の方々や周囲の方々に広く知って頂けるように積極的な情報発信を期待します。 ・毎年それだけの件数の相談があり、今後も増えていくのだと思われます。普段障害部門で相談を受けていると、成年後見制度自体が当事者家族(支援者も?)に難しそうに写ることや利用の開始時期の判断が難しいことなどが課題のように思われます。また、もちろん制度への理解が浸透し、多くの人が利用できると良いのですが、成年後見人の担い手が不足するという話も聞きます。実際はどうなのでしょう。	S 3票 A 5票 B 0票 C 0票	A
	弁護士による福祉法律相談会の実施	8	判断能力が低下した方を対象とする法律相談会(予約制)を偶数月第2火曜日に実施した。1人40分、3ケースまで受付。 第1回 令和7年4月8日(火) 相談件数 1件 第2回 令和7年6月10日(火) 相談件数 3件 第3回 令和7年8月12日(火) 相談件数 3件 第4回 令和7年10月14日(火) 相談件数 2件 第5回 令和7年12月9日(火) 相談件数 3件 第6回 令和8年2月10日(火) 相談件数 3件	15件		・令和8年度も引き続き成年後見制度や権利擁護に関する相談対応及び相談会を実施する。		・支援者にとっても制度自体は耳にしたことがあっても、具体的な進め方や手続きの内容、必要となる期間などが不明確な場合があるため、このような相談会があることで見通しを持って支援を進められる点は非常に心強いと感じました。また、自身で調べても理解しにくい部分がある中で、親族から相談を受けた際にこうした相談会の存在を紹介できることも、大変有り難く心強い仕組みであると思います。		

機能	事業	具体的な事業内容	自己評価				意見・評価の理由	各委員票数結果	協議会評価 (案)	
			実績値	R7年度	自己評価の理由	次年度以降の方向性				
3 成年後見制度利用促進機能	受任調整（マッチング）及び支援検討	9	ア 支援検討会議の開催 成年後見制度に関する相談対応や権利擁護支援の方針を検討することを目的として、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士）及び行政職員、社協職員の委員で構成する支援検討会議を開催した。 第1回 令和7年5月27日（火）午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について（ケース報告1件、検討5件） 第2回 令和7年7月22日（火）午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について（ケース報告5件、検討5件） 第3回 令和7年9月24日（火）午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について（ケース報告5件、検討2件） 第4回 令和7年11月25日（火）午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について（ケース報告2件、検討3件） 第5回 令和8年1月27日（火）午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について（ケース報告3件、検討1件） 第6回 令和8年3月24日（火）午後4時 成年後見制度に係る支援・受任検討について（ケース報告1件、検討2件）	左記の通り	S	・支援検討会議を計6回開催した。申立ての適否や候補者、被後見人等や後見人に対する助言を受けることができ、スムーズに支援に繋ぐことができている。 ・市長申立てのケース検討も増えており、令和7年度に検討した18件中5件が市長申立て案件であった。 ・令和7年度より開始した法人後見事業においては、地域福祉権利擁護事業から移行したケースを2件受任した。また、受任ケースの検討や支援のあり方について協議する法人後見運営委員会を設置し、計3回開催した。令和6年度までに作成した実施要綱や運営委員会の設置要綱等をもとに、定期的に状況の報告を行い、助言を仰いたうえで実務へと繋げた。	S'	・令和7年度の最重要マイルストーンであった「法人後見事業」を予定通り開始し、実際に2件（保佐）の受任に至ったことは、中核機関として大きな一歩であり極めて高く評価できます。 ・年6回の支援検討会議を安定開催し、市長申立てケース（18件中5件）を含めた困難事例に対して、多職種で迅速かつ適切に支援方針を決定できている点は機能しています。 ・支援検討会議の検討件数が増加傾向に感じます。時間内での終了が出来なかったり、臨時開催が増えるようであれば定期開催回数の再検討が必要と思います。 ・法人後見について受任事件の条件等の全体的な方向性について議論されると良いと思います。 ・支援検討会議、法人後見事業運営委員会の開催など、実務的な課題を検討し、市民の権利擁護が適切に行われるよう体制が整ったという印象を持ちました。支援検討会議では毎回ケースが上がってきており、制度利用の検討が中心ではありましたが、権利擁護の視点で協議されたケースもあり、今後モニタリングケースも検討することが中核機関に求められているとなれば、この回数、この人員体制で対応できるのかと感じます。 ・支援検討会議の開催や法人後見事業の実施によりケース検討をおこなう機会や移行がスムーズにはかれるようになっている点は大いに評価できると思います。 ・今後相談やニーズが増えていくことを見据え、更なる連携強化、橋渡しの効率化に期待したいです。 ・前年度よりもケース検討数も増えている中、丁寧な支援検討とチーム体制づくりがなされているのではないのでしょうか。市長申立てが必要となる困難なケースもますます増加していくと思いますので関係機関との協働、連携をお願いいたします。 ・対応件数の年度ごとの変化はあれど、利用促進に向けて制度理解は深まっているように思われます。法人後見の相談件数53件に対して受任件数2件とありますが、残りの51件のその後については興味があります。 ・権利擁護支援が必要な人や、今後必要となる人を早期の段階から把握できるネットワークを構築することで、どのような対応や準備が求められるのか、あらかじめ方向性を検討できる点は非常に有意義であると思います。また、多職種で意見交換を行うことにより、新たな視点が得られるだけでなく、より具体的なサポート機能の準備や体制づくりにも繋がるのではないかと感じました。	S 7票 A 1票 B 0票 C 0票	S
		10	イ 親族後見人候補者の支援 対象者の状況や課題を聞き取り、申立ての必要性等、親族後見人候補者の相談に対応した。また成年後見制度の概要や申立書類、必要書類の説明を行い、必要な場合には家庭裁判所調査官との面談に同席した。	左記の通り						
	地域連携ネットワークの構築	11	ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制を整備、関係機関等と連携し、権利擁護支援が必要な方の早期発見及び対応を行った。 イ 本人を支援者や後見人等とともに支える「チーム」による対応 成年後見制度利用に向けた支援会議を適宜開催するとともに、後見人等が選任された後にも、支援方針の確認や本人の意向・状況確認のために支援者と訪問し、チームとして対応した。							
	法人後見の実施	12	ア 法人後見の受任 相談件数 53件 受任件数 2件（保佐2件） イ 法人後見事業実施にあたり、専門職（司法書士・社会福祉士）、社協役職員により構成される法人後見事業運営委員会を設置し、法人後見業務に関する検討、受任ケースに関する検討を行った。 第1回 令和7年6月4日（水）午後3時 委嘱書交付、正副委員長選出、法人後見実施要綱について、法人後見受任対象者について、スケジュール、委員報酬について 第2回 令和7年10月1日（水）午後3時 法人後見受任対象者について、法人後見業務に係る書式等について、裁判所への提出書類について、市民後見人養成講座について 第3回 令和8年2月4日（水）午後3時 法人後見受任対象者について、法人後見受任候補者について、令和8年度受任件数について	左記の通り						
	地域福祉権利擁護事業等関連	13	(1)地域福祉権利擁護事業との連携 本会が実施する地域福祉権利擁護事業の対象者のうち、成年後見制度の利用が望ましいケースについて、利用支援や調整を行った。 成年後見制度への移行 2件 (2)地域福祉権利擁護事業の対象拡大 相談及び対応件数 17件 契約件数 2件（生活保護受給者 1人） 新規 1件・終了 2件	左記の通り						

機能	事業	具体的な事業内容		自己評価				意見・評価の理由	各委員票数結果	協議会評価 (案)
				実績値	R7年度	自己評価の理由	次年度以降の方向性			
4 後見人等支援機能	後見人等のサポート	14	・後見人から被後見人等の支援について相談があった際、市内の社会資源やサービス等の情報提供を行い、専門的な助言が必要な場合(辞任等)は支援検討会議に出席してもらい、助言を行った。 ・定期的な関わりが必要なケースについては、毎月被後見人等についてメールや電話等で報告を受けるとともに、重要な内容(代理権付与、居所について等)の際には同席し、本人や後見人等と話し合う場を設けた。 ・後見人等選任後、必要に応じて連絡し、状況の確認を行った。 ・任意後見契約を締結した相談者の希望に応じて、任意後見人受任者と定期的に訪問し、状況確認や福祉サービス等の情報提供を行った。	55件	A	・後見人等へのサポートについては、必要時に後見人等から連絡をいただくことが多いが、定期的に関わっているケースもあり、中核機関として選任後も関れることを都度周知している。	A'	・孤立させないサポート体制が構築されていると評価できます。 代理権付与や居所の変更といった重要な局面で同席し、本人や後見人と話し合う場を設けている点は、中核機関が選任後も伴走している安心感に繋がっています。大変な業務であると思いますが、継続した取組を期待します。 ・専門職や親族問わずに後見人のネットワークを作ると良いと思います。そしてみんなで集まれる機会を設けてみてはいかがでしょうか。 ・後見人等へのサポートは、つまり本人への間接的サポートとも言えます。先にも述べましたが、モニタリング機能を仕組みとして整えることを検討する時期かと存じます。 ・後見人の成り手が抱え込まずに活動できるよう、相談窓口として選任後も関われる点は安心材料であると思いますので周知が広がることをお願いします。 ・親族が後見人になった場合などは特にサポート体制があることは心強いと思います。困難なケースでの支援でも孤立しないで済むような関わりを継続していただければと思います。 ・後見人等へのサポートなど、地域としての仕組みづくりがしっかりとなされていると感じます。 ・後見人等に対する支援機能が備わっていることは、実務を担う後見人はもちろんのこと、支援を受ける被後見人双方にとっても、非常に心強く安心できる仕組みであると考えます。	S 2票 A 5票 B 1票 C 0票	A
	親族後見人のサポート	15	初回報告・定期報告の書き方の助言、家庭裁判所との連絡方法、地域の社会資源の情報提供等を行った。							
5 あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能	あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能	16	成年後見制度の利用促進に関し、法律、医療、福祉等の分野における地域体制を構築し、権利擁護支援を行うため、市が設置したあきる野市成年後見制度利用促進協議会において、杜協が中核機関として、市と連携しながら事務局機能を担い、利用促進協議会に参加した。 第1回 令和7年5月23日(金) 午後3時 令和6年度中核機関事業報告及び評価について、令和7年度中核機関事業計画について、令和6年度第3回成年後見制度利用促進協議会で取り上げたケースについて(経過報告)、成年後見制度利用促進計画の策定について 第2回 令和8年1月27日(火) 午後2時 法人後見業務の実施状況について、あきる野市における成年後見制度の利用に関する課題について	2回	A	・中核機関として市と連携を図り、利用促進協議会の事務局として参加し、成年後見制度利用促進に向けて、事業の評価や権利擁護に関する事例検討等を行った。 ・令和8年度においても、委員の意見を参考に、市と連携して成年後見制度利用促進についての協議を行う。	A'	・法律、医療、福祉などの多分野を横断する地域体制づくりの一環として、事例をベースにした意見交換、質疑などがもっと活発になれば良いと思います。 ・今年度の評価として行うべきことを行った、ということかと思いました。成年後見制度利用促進という名称ではありませんが、権利擁護の推進という理念で市と連携していただきたいと思います。 ・今後誰もがが必要になる可能性のあるものとして、啓発、利用促進が急務であると思われるため、今後も事務局機能を担うことを評価するとともに、今後も市との連携に期待したいです。 ・事務局として適切に運営していただいていると思います。 ・利用促進協議会の事務局として毎回円滑な会議の開催をしていただいております。 ・中核機関と市との間で緊密な連携を図り、成年後見制度の利用促進に向けてしっかりと協働することができていたのではないかと思います。	S 0票 A 7票 B 1票 C 票	A
6 オンラインを活用した体制整備	オンラインを活用した体制整備	17	相談支援体制の充実を図るため、ZOOMを利用したオンライン体制を整備し、後見人を交えた関係者会議を2回、オンラインにて開催した。また、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度に関わるオンライン研修にて活用した。	左記の通り	A	・引続き状況に応じてオンラインを活用する。	A'	・今後有効なツールとして活用を継続してください。 ・必要に応じて活用すればよいわけですから、2回であっても仕組みを整え、活用したことを評価できると思います。 ・相談の体制あり方の拡大として、ZOOM利用のオンライン体制を整備された点は素晴らしいと思います。今後は開催回数や参加者の増を目指し周知、アクセスしやすい相談体制として発展していくことに期待したいです。 ・オンラインの活用によって研修や会議に参加しやすくなりますので有効的に活用されていると思います。 ・オンラインの活用も順調に進んでいるように感じられます。 ・核家族化が進んでいる現代において、オンラインを活用することで遠方に住む家族ともスムーズにコンタクトを取りながら手続きや支援を進められるようになれば、より良い体制整備に繋がるのではないかと感じました。	S 1票 A 7票 B 0票 C 0票	A
総括	・中核機関として成年後見制度に関する相談窓口であることの周知も進んでおり、相談対応や事業を安定的に実施することができた。市や関係機関、後見人等との連携の機会も増え、権利擁護を必要とするケースに関して、チームで対応できるようになってきている。 ・令和6年度より設置した支援検討会議では、複数の専門職の意見を伺うことで、幅広く権利擁護支援について検討することができた。 ・令和7年度より開始した法人後見業務においては2件のケースを受任することができた。また、新たに設置した法人後見運営委員会では、法人後見業務の具体的な対応について意見をいただき、実際の支援に反映させることができた。令和8年度以降も様々な後見業務の経験を積みながら、市民後見人へと繋ぐ体制を整えていく。									